4 法第三十四条第二項の規定によりエネルギーの使用の合理化等に関する法律第百十五条第一項（同法第百十九条第二項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）の規定による報告のうち同法第百十三条第二項第二号に規定する管理関係荷主であって特定排出者であるものの二酸化炭素の排出量に係る事項に関する部分が当該者のエネルギーの使用に伴って発生する二酸化炭素の排出量についての法第二十六条第一項の規定による報告とみなされる場合におけるこの章の規定の適用については、次の表の上欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

第十四条第一項	事業所管大臣	エネルギーの使用の合理化等に関する法律（昭和五十四年法律第四十九号）第百十五条第一項（同法第百十九条第二項の規定により読み替えて適用する場合を含む。以下同じ。）に規定する主務大臣
第十四条第二項	事業所管大臣	エネルギーの使用の合理化等に関する法律第百十五条第一項に規定する主務大臣
第十四条第三項及び第十五条第二項	主たる事業を所管する大臣	エネルギーの使用の合理化等に関する法律第百十五条第一項に規定する主務大臣

5 法第三十四条第二項の規定によりエネルギーの使用の合理化等に関する法律第百三十二条第一項（同法第百三十六条第三項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）の規定による報告のうち同法第百三十条第二項第二号に規定する管理関係貨客輸送事業者であって特定排出者であるものの二酸化炭素の排出量に係る事項に関する部分が当該者のエネルギーの使用に伴って発生する二酸化炭素の排出量についての法第二十六条第一項の規定による報告とみなされる場合におけるこの章の規定の適用については、次の表の上欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

第十四条第一項及び第二項	事業所管大臣	国土交通大臣
第十四条第三項及び第十五条第二項	当該特定輸送排出者における主たる事業を所管する大臣	国土交通大臣

（新設）

（新設）

（エネルギーの使用の合理化等に関する法律との関係）

第二十二条の六 法第三十四条第一項の規定によりエネルギーの使用の合理化等に関する法律第十六条第一項（同法第四十八条第一項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）、同法第二十七条第一項（同法第四十八条第二項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）、同法第三十八条第一項（同法第四十八条第三項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）、同法第八十条第三項、第八十一条第三項、第八十二条第三項、第百三条第一項（同法第百三十六条第一項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）、同法第百十一条第一項（同法第百十九条第一項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）、同法第百十五条第一項（同法第百

（エネルギーの使用の合理化等に関する法律との関係）

第二十二条の六 法第三十四条の規定により省エネルギー法第十五条第一項（省エネルギー法第十九条の二第一項において準用する場合を含む。）、第二十条第三項、第五十六条第一項（省エネルギー法第六十九条及び第七十一条第六項において準用する場合を含む。）又は第六十三条第一項の規定による報告のうち二酸化炭素の排出量に係る事項に関する部分がエネルギーの使用に伴って発生する二酸化炭素の排出量についての法第二十六条第一項の規定による報告とみなされる場合において、エネルギーの使用の合理化等に関する法律施行規則（昭和五十四年通商産業省令第七十四号）様式第二十三、様式第二十四若しくは様式第二十五又はエネルギーの使